

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事 業 請 負 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者
大阪市東住吉区長

樣

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額	百万	千	円
契約金額	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円		
<input type="checkbox"/> 免税事業者			

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となつた場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	東住吉区人権啓発タブロイド紙「ぽかぽか」作成・印刷等業務委託		
履行期限	令和7年11月14日	履行場所	本市指定場所
履行方法	別紙仕様書のとおり	その他	
明細書	名称	形状・寸法・摘要	数量
	別紙のとおり		

(見積条項) 裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

1 契約方法

隨意契約

地方自治法施行令

第167条の2第1項第 号

2 契約保証金

□ 契約金額の 5 / 100 以上

（金四）

□ 履行保証保険

免除

用途

摘要

八

支 出 科 目	年度		会計	
	款			
	項			
	目			
	節			
	細節			
起案 令和 . .				
決裁 令和 . .				
大東住 契第 号				

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市(以下「発注者」という。)は、請負人(以下「受注者」という。)から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第38条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 案件名称

東住吉区人権啓発タブロイド紙「ぽかぽか」作成・印刷等業務委託

2 事業目的

多くの区民が人権をより身近に感じ、人権問題への正しい認識を深めることができるように、読みやすさ、わかりやすさ、親しみやすさ等に配慮したデザインによる、若年層から幅広い世代に響く人権に関する情報紙を作成し、広く区民に人権啓発をおこなうことを目的とする。

3 履行期限

令和7年11月14日

4 業務内容

- (1) 東住吉区人権啓発タブロイド紙の企画立案、作成、編集、校正、カラーカンプの作成、色校正、校了、完成データ及びホームページ掲載用データの作成、提出、印刷、納品及び打合せまでの一切を行う。
契約締結後、速やかに企画立案から納品にかかるスケジュールを下記「5 担当者」と協議すること。

(2) 作成等

ア 原稿作成

受注者は、法務省人権擁護局発行の「人権の擁護」の「1. 主な人権課題」における部落差別（同和問題）、女性及び高齢者並びに担当者が指定する人権にかかるテーマ（2つ程度）について、事業目的に沿うように担当者と協議し、またはその指示に基づき、受注者において人権啓発記事の企画立案、記事及びイラストの作成並びに編集（デザイン、レイアウト等）を行い、これらのデータ等を提出する。

なお、受注者が記事作成に必要と判断した場合は、記事に関する取材又は撮影を行うこととし、この費用は受注者の負担とする。

記事作成の留意点として「人権」に付隨しがちな「難しい」「自分には関係ない」といったイメージを払拭する、共感を得やすい表現とする。また、人権に関する最新情報をわかりやすく掲載する。

イ 校正 4回（色校正1回を含む）

- ① ゲラへ朱書きで行い、PDF 化したデータ（一部、Word・Excel・JPEG 等を含む）をメールで送信する。
- ② カラーカンプ（紙出力とし、完成版と同サイズとする。）は表裏各 3 部を最終校正時に担当者へ提出すること。また、PDF データ（非アウトライン化）は校正の都度、担当者へ提出すること。
- ③ 担当者の都合により、校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えを指示することがある。

（3）印刷

ア 数量 75,000 部
イ 刷色 両面 4 色フルカラー
ウ 紙質 微塗工紙（坪量 51.2g/m²以上）
エ 規格 タブロイド判（D 判）
　　　　　2 面（二つ折りの一枚もの）
※ 1 面のサイズは、縦 406mm × 横 272mm とする。
オ 印刷方法 オフセット印刷

（4）成果物及び納品

ア 成果物

- ・ 100 部単位で向きをそろえ、500 部ごとに梱包すること。
- ・ 上記により難い場合は、担当者と協議し、決定するものとする。
- ・ 端数は、端数単位で梱包すること。
- ・ 汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかかるないよう養生すること。

イ データ

次の①②について、電子媒体（CD-R 等）に格納し、納品すること。

電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使用した上でウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための措置を講ずること。

① 完成データ

A I アウトライン済み、アウトライン前のもの。再編集可能なデータで、ファイル圧縮はしないこと。

② 東住吉区ホームページ掲載用データ

両面合わせて 2 MB 未満の PDF ファイル、片面それぞれ 2 MB 未満の PDF ファイル

※PDF ファイルにはトンボを含めないこと。また、文書のプロパティの「概要」において、タイトル、作成者、サブタイトル、キーワードの欄を空白にすること。

ウ 納入期限

令和 7 年 11 月 14 日

エ 納入場所

75,000 部のうち 500 部、完成データ及びホームページ掲載用データを 東住吉区役所 区民企画課 5 階 54 番窓口（大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号）、残りの 74,500 部を別途契約する「東住吉区人権啓発タブロイド紙 全戸配布業務（仮称）」委託業者が指定する場所（1～2 か所予定、令和 7 年 10 月中決定予定）

4 特記事項

- ・ 本業務は、本書に沿って実施するものとし、記載のない事項については、その都度、下記「5 担当者」と協議し、指示を受けるものとする。
- ・ 本業務に係る協議や打合せ等の必要経費及びその他業務に係る経費はすべて受注者の負担とする。
- ・ 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差替えが発生した場合は、速やかに双方協議し、決定する。
- ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 担当者が原稿、イラスト等を提供した場合、使用後速やかに返却すること。
- ・ 成果物にかかる使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。
- ・ 納入前に作成された印刷物のデータ等を引き渡すよう担当者から依頼があった場合は、速やかに双方協議し、決定する。
- ・ 本仕様書に疑義があるときは、公募型見積合わせに参加するまでに下記「5 担当者」に確認すること。なお、契約後の疑義については、担当者の解釈とする。
- ・ 契約時と納入時に別添「資材確認票」を提出すること。
- ・ 納入の際は、納入物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」、別添「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- ・ 受注者は、業務完了後、業務完了通知書を下記「5 担当者」に提出すること。
- ・ 契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。

5 担当者

東住吉区役所区民企画課

担当：竹村、枡本

大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号

電話番号：06-4399-9970

メーラー：tv0012@city.osaka.lg.jp

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：06-4399-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 「東住吉区人権啓発タブロイド紙「ぽかぽか」作成・印刷等業務委託
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：_____

資材確認票

(会社名) _____

- 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資材確認票

印刷株式会社

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文		A	上質紙	製紙 /		総合評価値 90
	表紙		A	コート紙	製紙 /		
	見返し		A	上質紙	製紙 /		総合評価値 85
	カバー	-	-				
インキ類			A	平版インキ	インキ /		
加工	製本加工		A	PUR 系ホットメルト	化学 /		
	表面加工		A	OP ニス	化学 /		
	その他加工	-	-				
その他							

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

<u>作成年月日：</u> 年 月 日 <u>御中</u>		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
<u>会社名：</u>		
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ 水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ / 該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ 省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
該当：あり／なし	表面加工	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
該当：あり／なし	製本加工	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

<u>作成年月日：</u> 年 月 日 <u>御中</u>		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
<u>印刷株式会社</u>		
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい/いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	はい/いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい/いいえ	水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ / 該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ
表面加工 該当： あり/ なし	はい/いいえ	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい/いいえ	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり/ なし	はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。